

平成31年度用

久慈市教育・保育施設 利用申込みガイド



久慈市福祉事務所 子育て支援課 子育て支援係

〒028-8030 岩手県久慈市川崎町1-1

TEL : 0194-52-2169 (直通)

FAX : 0194-52-2367

久慈市ホームページ (QRコード)

http://www.city.kuji.iwate.jp/index/simin-list/index_simin_14-06.html



— 目 次 —

1	利用できる教育・保育施設	1
2	支給認定について	1
3	保育を必要とする事由	2
4	支給認定の有効期間	3
5	教育・保育施設利用者負担額（利用料）	4
6	利用開始の流れ（4月1日～）【1号認定】	7
7	利用開始の流れ（4月1日～）【2号・3号認定】	8
8	利用開始の流れ（年度途中）	9
9	申込みに必要な書類【2号・3号認定】	10
10	利用調整	11
11	支給認定変更申請・異動届	11
12	教育・保育施設一覧	12
	【別紙】久慈市保育施設利用調整指数表	14
	【別紙】支給認定申請書兼施設利用申込書記載例（1号認定用）	15
	【別紙】支給認定申請書兼施設利用申込書記載例（2号・3号認定用）	17

1 利用できる教育・保育施設

○ 教育・保育施設

区分	概要
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
保育所	就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。

○ 対象年齢・利用時間など

区分	対象年齢	基本利用時間	利用時間（例）	利用できる保護者
認定こども園	3～5歳	概ね4時間	9:00～14:00	制限なし
		※ 土、日、祝日、長期休園等以外		
保育所	0～5歳	最大11時間 (最大8時間)	7:00～18:00 (8:30～16:30)	就労などの事情により家庭で保育のできない保護者
		※ 日、祝日、年末年始等以外		

※（ ）内は、保育短時間の場合です。

2 支給認定について

■ 教育・保育施設を利用するには、市から利用のための支給認定を受ける必要があります。

○ 認定区分

区分	年齢	保育を必要とする事由に該当	利用できる施設
1号認定	3～5歳	しない (教育を希望)	認定こども園（教育部分）
2号認定	3～5歳	する	認定こども園（保育部分）、保育所
3号認定	0～2歳		

3 保育を必要とする事由

■ 保育を希望する場合の保育認定（2号・3号認定）に当たっては、次の2点が考慮されます。

① 保育を必要とする事由

保護者のいずれもが、次のいずれかに該当することが必要です。

区分	保育を必要とする事由
就労	1月において、48時間以上労働することを常態とすること。
妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間もないこと。
疾病・障害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護していること。
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること。
就学	就学（職業訓練校など、就労につながる就学を含む）していること。
虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること。
育児休業	育児休業取得中に、既に保育所を利用している子どもがおり、引き続き利用することが必要であると認められること。
その他	上記に掲げるもののほか、上記に類するものとして市が認める事由に該当すること。

② 保育の必要量

保育を必要とする事由に応じて区分されます。

区分	利用時間	保育を必要とする事由
保育標準時間	1日11時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・就労（月120時間以上）、妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護、災害復旧、就学、虐待・DV
保育短時間	1日8時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・就労（月48時間以上120時間未満）、求職活動、育児休業

※ 保育を必要とする事由が「介護・看護」又は「就学」の場合は、保育短時間を選択することもできます。

4 支給認定の有効期間

- 支給認定の有効期間は、基本は3年間（1号・2号認定：小学校就学前まで、3号認定：3歳の誕生日の前々日まで）となりますが、保育を必要とする事由により、次のとおりの有効期間となります。

保育を必要とする事由	有効期間
就労	就労開始日の1ヶ月前から終了日が属する月の末日まで
疾病・障害 介護・看護 災害復旧 虐待・DV	効力発生日から終了日が属する月の末日まで
妊娠・出産	効力発生日から出産予定日の8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
求職活動	効力発生日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで
就学	効力発生日から保護者の卒業・終了予定日が属する月の末日まで
育児休業	原則として、育児休業の対象となる児童が1歳6ヶ月に達する月の末日まで



5 教育・保育施設利用者負担額（利用料）

■ 利用料は、保護者（同居の祖父母等が家計の主宰者の場合は祖父母等も含む）の市町村民税の合算額により決定します。

久慈市では、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則」第3条の別表（P5参照）において、市町村民税の合算額に応じた階層区分で利用者負担額を定めています。

また、利用料のほか、各施設において実費負担分や上乗せ利用料（バス代、給食費など）が必要になります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

● 算定方法

- (1) 教育・保育施設を利用する子どもの保護者の市町村民税の合算額により決定します。
- (2) 4～8月分は平成30年度市町村民税額、9～3月分は平成31年度市町村民税額により算定します。
- (3) 上記の市町村民税額には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、配当割戻控除、株式等譲渡所得割額控除、寄付金税額控除及び外国税額控除の適用はありません。

(4) 月途中で利用を開始又は終了した場合

- ・開始：その月の利用料×利用開始日からの開所日数（※1）÷日数（※2）
- ・終了：その月の利用料×利用終了日までの開所日数（※1）÷日数（※2）

※1 ※2の日数を超える場合は※2の日数

※2 1号認定：20日、2号・3号認定：25日

● 軽減措置

(1) ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯

- ・世帯の市町村民税所得割額の合算額が77,101円未満の場合、P5の利用料表のとおり軽減されます。

(2) 多子軽減【P6参照】

- ・1号認定子ども：小学校3年生までの子どもが世帯に2人以上いる場合、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- ・2号・3号認定子ども：施設を利用している子どもが世帯で2人以上いる場合、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- ・市町村民税非課税世帯（1号認定子どもは市町村民税が均等割の額のみ世帯含む）：子どもの年齢制限なく、第2子以降は無料となります。【平成29年度新設】
- ・ひとり親世帯等：世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満の場合、子どもの年齢制限なく、第2子以降は無料となります。
- ・世帯の市町村民税所得割合算額が、1号認定子どもは77,101円未満、2号・3号認定子どもは57,700円未満の場合、子どもの年齢制限なく、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- ・世帯で保護者が現に扶養する満18歳までの子どもがいる場合、第3子以降は、上記にかかわらず無料となります。【久慈市独自の軽減】

(3) 年齢区分による軽減

- ・年度途中で3歳になった場合は、誕生日の前日が属する月の翌月から3歳児とみなし、3歳児の年齢区分を適用します。（国基準では年度終了時まで2歳児の年齢区分が適用されます）【久慈市独自の軽減】

【参考】平成30年度久慈市教育・保育施設利用料

● 教育・保育施設利用者負担額基準表（平成29年4月以降適用）

（月額、単位：円）

幼稚園・認定こども園（教育部分）			保育所・認定こども園（保育部分）							
階層区分		1号認定	階層区分		3号認定（3歳未満）		2号認定（3歳）		2号認定（4歳以上）	
					標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯 （市町村民税が均等割の額 のみの世帯含む）	1,400	B	市町村民税非課税世帯	9,000	9,000	6,000	6,000	6,000	6,000
3	市町村民税所得割額が 77,101円未満	8,400	C1	市町村民税が均等割の額のみ	13,000	12,800	9,500	9,400	9,500	9,400
			C2	市町村民税所得割額が 30,500円未満	17,000	16,800	13,000	12,800	13,000	12,800
			C3	同じく30,500円以上 48,600円未満	19,000	18,700	16,000	15,800	16,000	15,800
			D1S	同じく48,600円以上 57,700円未満	21,500	21,200	18,500	18,200	18,500	18,200
			D1	同じく57,700円以上 58,000円未満	21,500	21,200	18,500	18,200	18,500	18,200
			D2	同じく58,000円以上 68,000円未満	24,000	23,600	21,000	20,700	21,000	20,700
			D3S	同じく68,000円以上 77,101円未満	28,700	28,300	25,200	24,800	24,900	24,500
			D3	同じく77,101円以上 80,500円未満	28,700	28,300	25,200	24,800	24,900	24,500
			D4	同じく80,500円以上 97,000円未満	30,000	29,500	25,200	24,800	24,900	24,500
			D5	同じく97,000円以上 107,000円未満	35,300	34,700	31,800	31,300	28,800	28,400
4	市町村民税所得割額が 211,200円以下	12,800	D6	同じく107,000円以上 120,000円未満	39,500	38,900	35,000	34,500	28,800	28,400
			D7	同じく120,000円以上 140,000円未満	44,500	43,800	35,000	34,500	28,800	28,400
			D8	同じく140,000円以上 169,000円未満	44,500	43,800	35,000	34,500	28,800	28,400
			D9	同じく169,000円以上 200,000円未満	44,500	43,800	35,000	34,500	28,800	28,400
			D10	同じく200,000円以上 250,000円未満	47,000	46,300	35,000	34,500	28,800	28,400
			D11	同じく250,000円以上 301,000円未満	47,000	46,300	35,000	34,500	28,800	28,400
			D12	同じく301,000円以上 397,000円未満	47,000	46,300	35,000	34,500	28,800	28,400
			D13	同じく397,000円以上	47,000	46,300	35,000	34,500	28,800	28,400
5	市町村民税所得割額が 211,201円以上	18,000								

★ ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯

（月額、単位：円）

幼稚園・認定こども園（教育部分）			保育所・認定こども園（保育部分）							
階層区分		1号認定	階層区分		3号認定（3歳未満）		2号認定（3歳）		2号認定（4歳以上）	
					標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
2	市町村民税非課税世帯 （市町村民税が均等割の額 のみの世帯含む）	0	B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
3	市町村民税所得割額が 77,101円未満	1,400	C1	市町村民税が均等割の額のみ	6,000	5,900	4,250	4,200	4,250	4,200
			C2	市町村民税所得割額 30,500円未満	8,000	7,900	6,000	5,900	6,000	5,900
			C3	同じく30,500円以上 48,600円未満	9,000	8,850	6,000	5,900	6,000	5,900
			D1S	同じく48,600円以上 57,700円未満	9,000	8,850	6,000	5,900	6,000	5,900
			D1	同じく57,700円以上 58,000円未満	9,000	8,850	6,000	5,900	6,000	5,900
			D2	同じく58,000円以上 68,000円未満	9,000	8,850	6,000	5,900	6,000	5,900
			D3S	同じく68,000円以上 77,101円未満	9,000	8,850	6,000	5,900	6,000	5,900

※1 利用料の算定方法

- ・教育・保育施設を利用する子どもの保護者（同居の祖父母等が生計の中心者の場合は、祖父母も含む）の市町村民税の合算額により決定します。
- ・4～8月分は平成29年度市町村民税額（28年中の収入）、9～3月分は平成30年度市町村民税額（29年中の収入）により算定します。
- ・上記の市町村民税額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除等の適用はありません。

※2 多子軽減

- ・1号認定子ども：小学校3年生までの子どもが世帯に2人以上いる場合、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- ・2号・3号認定子ども：施設を利用している子どもが世帯で2人以上いる場合、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- ・市町村民税非課税世帯（1号認定子どもは市町村民税が均等割の額のみ世帯含む）：子どもの年齢制限なく、第2子以降は無料となります。
- ・ひとり親世帯等：世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満の場合、子どもの年齢制限なく、第2子以降は無料となります。
- ・世帯の市町村民税所得割合算額が、1号認定子どもは77,101円未満、2号・3号認定子どもは57,700円未満の場合、子どもの年齢制限なく、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- ・世帯で保護者が現に扶養する満18歳までの子どもがいる場合、第3子以降は、上記にかかわらず無料となります。【久慈市独自の軽減】

※3 月途中入退所

- ・1号認定子どもは20日、2号・3号認定子どもは25日で日割計算した利用料となります。

【参考】平成30年度久慈市教育・保育施設利用料(多子軽減適用)

● 教育・保育施設利用者負担額基準表(平成29年4月以降適用)

(月額、単位:円)

幼稚園・認定こども園(教育部分)		
階層区分	1号認定	
	国	市
1	生活保護世帯	子どもの年齢制限なく第2子以降無料【国】
2	市町村民税非課税世帯(市町村民税が均等割の額のみ)の世帯含む)	
3	市町村民税所得割額が77,101円未満	
4	市町村民税所得割額が211,200円以下	
5	市町村民税所得割額が211,201円以上	

保育所・認定こども園(保育部分)			
階層区分	2号・3号認定		
	国	市	
A	生活保護世帯	子どもの年齢制限なく第2子以降無料【国】	世帯で保護者が現に扶養する満18歳までの子どもがいる場合、第3子以降無料【市】
B	市町村民税非課税世帯		
C1	市町村民税が均等割の額のみ		
C2	市町村民税所得割額が30,500円未満	子どもの年齢制限なく第2子半額、第3子以降無料【国】	
C3	同じく30,500円以上48,600円未満		
D1S	同じく48,600円以上57,700円未満		
D1	同じく57,700円以上58,000円未満		
D2	同じく58,000円以上68,000円未満	施設を利用している子どもが世帯に2人以上いる場合、第2子半額、第3子以降無料【国】	
D3S	同じく68,000円以上77,101円未満		
D3	同じく77,101円以上80,500円未満		
D4	同じく80,500円以上97,000円未満		
D5	同じく97,000円以上107,000円未満		
D6	同じく107,000円以上120,000円未満		
D7	同じく120,000円以上140,000円未満		
D8	同じく140,000円以上169,000円未満		
D9	同じく169,000円以上200,000円未満		
D10	同じく200,000円以上250,000円未満		
D11	同じく250,000円以上301,000円未満		
D12	同じく301,000円以上397,000円未満		
D13	同じく397,000円以上		

★ ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯

(月額、単位:円)






幼稚園・認定こども園(教育部分)		
階層区分	1号認定	
	2	市町村民税非課税世帯(市町村民税が均等割の額のみ)の世帯含む)
3	市町村民税所得割額が77,101円未満	

保育所・認定こども園(保育部分)			
階層区分	2号・3号認定		
	B	市町村民税非課税世帯	子どもの年齢制限なく第2子以降無料【国】
C1	市町村民税が均等割の額のみ		
C2	市町村民税所得割額30,500円未満		
C3	同じく30,500円以上48,600円未満		
D1S	同じく48,600円以上57,700円未満		
D1	同じく57,700円以上58,000円未満		
D2	同じく58,000円以上68,000円未満		
D3S	同じく68,000円以上77,101円未満		

● 利用料の納付

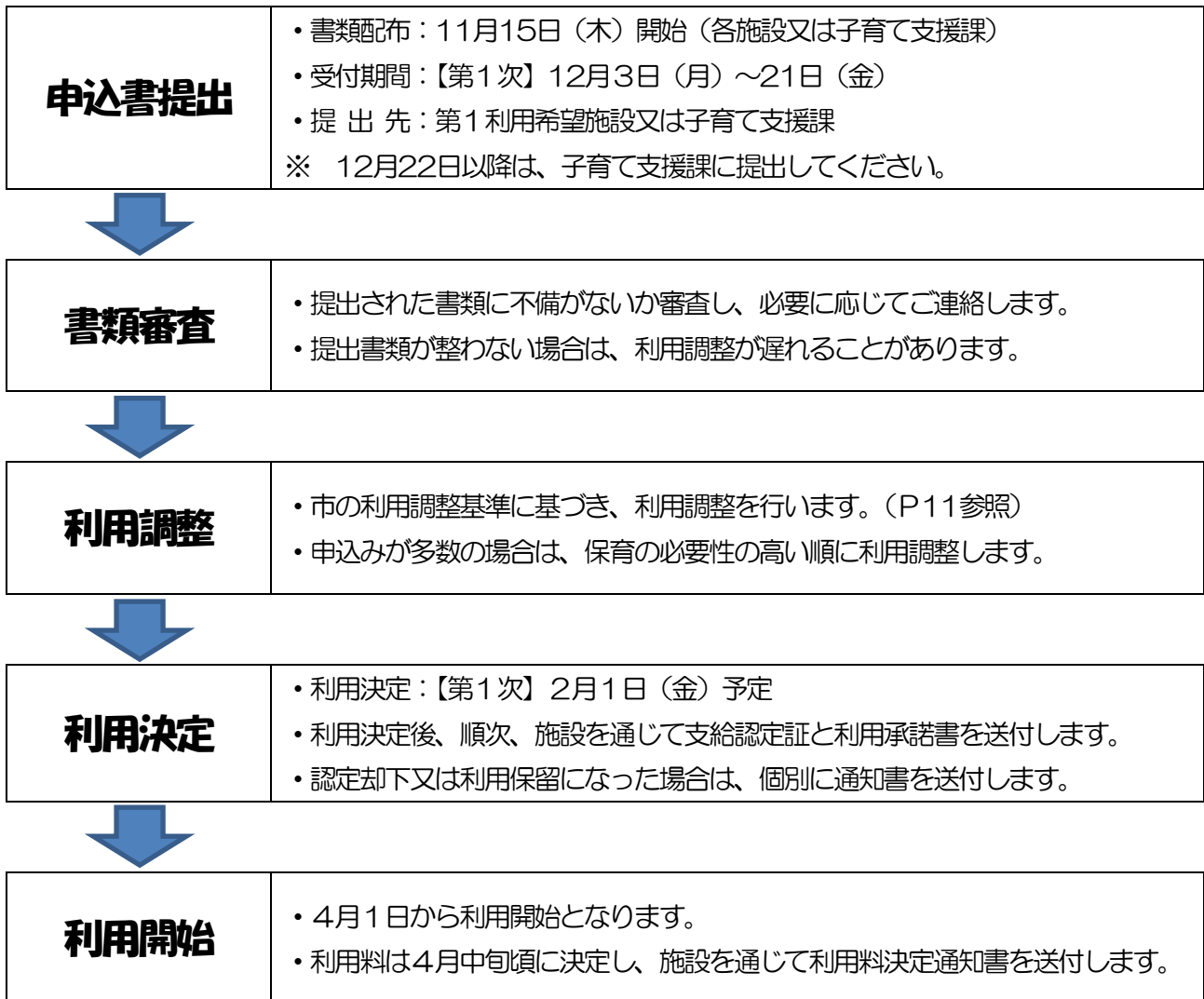
- 毎月の利用料は、各月末日が納期です。期限内の納付をお願いします。
- 利用料が未納になった場合は、地方税と同様に滞納処分(給与等の差し押さえなど)をすることがあります。お支払い忘れのないようご注意ください。

6 利用開始の流れ（4月1日～）【1号認定】

<p>願書提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入園を希望する園に願書を提出します。 ・募集要項や願書の提出については、各園にお問い合わせください。
	
<p>入園内定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・園から入園内定を受けます。
	
<p>支給認定申請</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内定を受けた方に、園を通じて支給認定申請書を配布します。 ・支給認定申請書は園に提出してください。
	
<p>支給認定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2月上旬頃に、園を通じて支給認定証を送付します。
	
<p>入園手続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用する園で手続を行います。
	
<p>利用開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・4月1日から利用開始となります。 ・利用料は4月中旬頃に決定し、園からお知らせします。



7 利用開始の流れ（4月1日～）【2号・3号認定】



○ スケジュール

利用調整	申込書提出期限	利用決定日（予定）
第1次	平成30年12月21日（金）	平成31年2月1日（金）
第2次	平成31年1月31日（木）	平成31年2月15日（金）
第3次	平成31年2月28日（木）	平成31年3月8日（金）
第4次	平成31年3月8日（金）	平成31年3月15日（金）
第5次	平成31年3月15日（金）	平成31年3月22日（金）
第6次	平成31年3月22日（金）	平成31年3月29日（金）
第7次	平成31年3月29日（金）	平成31年3月29日（金）

8 利用開始の流れ（年度途中）

【1号認定】

- 4月1日利用開始の流れと同じく、園に入園内定を受けてからの手続きとなります。

【2号・3号認定】

<p>申込書提出</p> <p>書類審査</p>	<ul style="list-style-type: none"> 書類配布：各施設又は子育て支援課で配布しています。 受付期間：随時（ただし、利用開始月の前月の15日までに提出してください。） 提出先：子育て支援課 提出書類が整わない場合は、利用調整が遅れることがあります。
<p>利用調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市の利用調整指数表に基づき、各施設と利用調整を行います。（P11参照） 申込みが多数の場合は、保育の必要性の高い順に利用調整します。
<p>利用決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用決定：毎月20日 利用決定後、施設を通じて支給認定証・利用承諾書・利用料決定通知書を送付します。 認定却下又は利用保留になった場合は、個別に通知書を送付します。
<p>利用開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用開始となります。



9 申込みに必要な書類【2号・3号認定】

■ [◎] は、久慈市指定の様式です。市のホームページからダウンロードできます。

必ず必要な書類										
① 支給認定申請書兼施設利用申込書 [◎]										
② 児童状況票 [◎] (新規利用申込者・転園希望者のみ必要です。)										
③ 保育の必要性が確認できる書類 (下表を参考にしてください。父母ともに必要です。)										
保護者の状況	就労	妊娠・出産	疾病	障害※3	介護・看護	災害復旧	求職活動	就学	虐待・DV	育児休業
必要書類										
就労証明書 [◎]	○									
母子手帳のコピー (表紙と出産予定日の部分)		○								
診断書 [◎] 等			○							
なし (支給認定申請書に記載→市で確認します)				△						
介護 (看護) 状況申告書 [◎]、介護 (看護) を受ける方の確認書類 (※1)					○					
罹災証明書等 (公的機関から発行されたもの)						○				
求職活動状況申告書 [◎]、あればハローワークカードのコピー (※2)							○			
在学証明書等								○		
公的機関から発行された証明書等									○	
就労証明書 [◎] 又は辞令書のコピー										○
状況に応じて必要な書類										
同居する親族に障害等の方がいる	なし (支給認定申請書に記載→市で確認します)									
同居する65歳未満の祖父母が保育できない	社保の保険証のコピー又は就労証明書等									

※1 要介護認定証のコピー、診断書 [◎] 等です。

※2 ハローワークカードのコピーの有無で、利用調整の指数が変わります。

※3 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付又は特別児童扶養手当若しくは障害基礎年金の受給がある方です。(世帯の所得階層により、利用料が軽減される場合があります。)



10 利用調整

■ 2号・3号認定のこどもの利用決定に当たっては、保育の必要性が高い順に利用調整を行います。詳しい指数については、久慈市保育施設利用調整指数表（P14参照）をご覧ください。

① 基準指数

提出書類を基に、利用調整指数表に当てはめて、父母それぞれの指数を合算し、世帯の基準指数とします。保護者の状況が複数に該当する場合、重複して加算することはできません。

② 調整指数

世帯の状況を基に、利用調整指数表に当てはめます。

③ 優先順位

同一指数の場合は、基準指数の保護者の状況の種類の順位により決定します。

11 支給認定変更申請・異動届（利用開始以降の手続き）

No.	事由	必要書類
1	家庭状況が変わった（婚姻・離婚等）	・支給認定変更申請書 ※ 利用料が変更になる場合があります。
2	住所が変わった	・支給認定申請内容変更届
3	転園したい	・教育・保育施設利用児童異動届、児童状況票
4	休園したい（3ヶ月間限度）	・教育・保育施設利用児童異動届 ※ 前月までに提出があれば、利用料は徴収しません。
5	退園したい	・支給認定変更申請書、教育・保育施設利用児童異動届
6	就労した（就労先が変わった）	・支給認定変更申請書、就労証明書か就労状況申告書
7	妊娠した	・支給認定変更申請書、母子手帳のコピー（表紙と出産予定日が分かる部分）
8	育児休業を取得する	・支給認定変更申請書、就労証明書等（辞令書のコピー可）
9	退職した	・支給認定変更申請書（継続利用の場合は、保育の必要性が確認できる書類が必要です。）

※ 各申請書の様式は、各施設又は子育て支援課にあります。

※ No.1、4、6、7、8、9の場合の手続きは、2号・3号認定の方のみ必要です。

※ 提出期限は、**毎月15日**です。期限までに申請書類等を各施設又は子育て支援課（マイナンバーが分かるもの、本人確認書類（免許証等）及び印鑑を持参）へ提出してください。

※ 支給認定内容等は、申請書の提出があった月の翌月から変更になります。

12 教育・保育施設一覧

① 公立保育所

施設名	利用定員	住所	電話番号	開所時間	利用開始年齢	延長保育	一時預かり	休日保育
小久慈保育園	60	小久慈町21-43	59-3751	7:30～ 19:00	生後 6ヶ月	○	—	—
久喜保育園	30	宇部町20-146-1	54-2510	7:30～ 18:00	生後 6ヶ月	○	—	—

② 私立保育所

施設名	利用定員	住所	電話番号	開所時間	利用開始年齢	延長保育	一時預かり	休日保育
久慈保育園	90	中町二丁目25	53-2088	7:20～ 19:00	生後 3ヶ月	○	○	—
久慈湊保育園	60	湊町19-8-1	53-2375	7:00～ 19:00	生後 2ヶ月	○	○	—
宇部保育園	40	宇部町5-118	56-2102	7:20～ 18:50	生後 3ヶ月	○	○	—
大川目保育園	20	大川目町6-81-24	55-3038	7:00～ 18:45	生後 2ヶ月	○	○	—
いなり保育園	90	長内町23-27	53-4551	7:00～ 19:30	生後 2ヶ月	○	○	—
小袖保育園	30	宇部町23-37-10	54-2246	7:20～ 19:00	生後 2ヶ月	○	○	—
畑田保育園	60	寺里27-9-1	55-3550	7:30～ 19:00	生後 3ヶ月	○	○	—
ひばり保育園	90	天神堂32-4-1	53-4487	7:00～ 19:00	生後 2ヶ月	○	○	—
こだま保育園	20	宇部町18-35	56-2032	7:30～ 18:00	生後 6ヶ月	○	○	—
平山保育園	30	夏井町早坂14-51-9	53-2857	7:20～ 19:00	生後 2ヶ月	○	○	—
幸町保育園	60	小久慈町36-2-3	53-0380	7:20～ 19:00	生後 2ヶ月	○	○	—
山口保育園	40	大川目町18-22-6	55-2411	7:15～ 18:45	生後 2ヶ月	○	○	—

施設名	利用 定員	住所	電話番号	開所時間	利用開始 年齢	延長 保育	一時 預かり	休日 保育
長内保育園	60	長内町16-74-7	53-2582	7:30~ 19:00	生後 3ヶ月	○	○	○

③ 認定こども園（幼保連携型）

施設名	利用 定員	住所	電話番号	開所時間	利用開始 年齢	延長 保育	一時 預かり	休日 保育
久慈幼稚園	教育 40	本町3丁目11	53-1295	7:00~ 19:00	満3歳	—	○	—
	保育 60				生後 3ヶ月	○	○	—
認定こども園 かわぬき	教育 15	大沢8-10-8	52-0311	7:00~ 19:00	満3歳	—	○	—
	保育 55				生後 2ヶ月	○	○	—
くじあさひ 認定こども園	教育 25	田屋町2-25-3	75-3862	7:00~ 20:00	満3歳	—	○	—
	保育 45				生後 3ヶ月	○	○	○
侍浜保育園	教育 5	侍浜町外屋敷6-10-4	58-2220	7:00~ 19:00	満3歳	—	○	—
	保育 55				生後 3ヶ月	○	○	—
門前保育園	教育 12	新中の橋4-11-4	52-4340	7:00~ 19:30	満3歳	—	○	—
	保育 108				生後 2ヶ月	○	○	○

※ 延長保育、一時預かり、休日保育の詳細は、各施設にお問い合わせください。



久慈市保育施設利用調整指数表

平成29年4月1日以降適用

◎ 基準指数

番号	保護者の状況		指数	保育の必要量	
	類型	細則			
1	就労	月20日以上	8時間以上の就労を常態	10	標準時間
			6時間以上8時間未満の就労を常態	9	標準時間
			5時間以上6時間未満の就労を常態	7	標・短時間
			4時間以上5時間未満の就労を常態	5	短時間
		月16日以上	8時間以上の就労を常態	8	標準時間
			6時間以上8時間未満の就労を常態	7	標・短時間
			5時間以上6時間未満の就労を常態	5	短時間
			4時間以上5時間未満の就労を常態	4	短時間
		月12日以上	8時間以上の就労を常態	7	標・短時間
			6時間以上8時間未満の就労を常態	6	短時間
			5時間以上6時間未満の就労を常態	4	短時間
			4時間以上5時間未満の就労を常態	3	短時間
その他	月48時間以上の就労を常態	3	短時間		
2	妊娠・出産	妊娠中～出産予定日から2ヶ月	8	標準時間	
3	疾病・障害	入院	概ね1ヶ月以上の入院	8	標準時間
		居宅内	常時臥床・精神性疾患	8	標準時間
			一般療養（概ね1ヶ月以上の安静加療）	6	短時間
			一般療養（その他）	4	短時間
	身体障害者手帳 精神障害者福祉手帳	1・2級	8	標準時間	
		3級	6	短時間	
4級以下		2	短時間		
4	介護・看護	居宅内	常時臥床の高齢者・重度心身障害者等の常時介護	9	標準時間
			上記以外の者の常時介護	8	標準時間
		入院	概ね1ヶ月以上の入院付き添い	8	標準時間
		通院・通所	週3日・1日6時間以上の付き添い	6	短時間
その他		3	短時間		
5	災害復旧	震災、風水害、火災等の災害復旧活動中	8	標準時間	
6	求職活動	ハローワークカードあり	3	短時間	
		ハローワークカードなし	1	短時間	
7	就学	就学（職業訓練など、就労につながる就学を含む）	8	標準時間	
8	虐待・DV	児童虐待のおそれがあると認められる場合	8	標準時間	
		配偶者等の暴力により育児が困難と認められる場合	8	標準時間	
9	育児休業	育児休業を取得する方	3	短時間	

◎ 調整指数（基準指数に加算）

番号	世帯の状況	指数
1	ひとり親家庭	10
2	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）	8
3	主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合	5
4	虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	10
5	利用する子どもが障害を有する場合	2
6	育児休業を終了した場合	2
7	兄弟姉妹について同一の保育所等の利用を希望する場合	5
8	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童	2
9	利用する子どもが保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子どもの場合	2
10	65歳未満の同居する祖父母が保育可能な場合	-2
11	正当な理由なく利用料の滞納がある場合	-5

◎ 同一指数の場合の優先順位

順位	類型
1	虐待・DV
2	災害復旧
3	就労（居宅外）
4	就労（居宅内）
5	妊娠・出産
6	疾病・障害
7	介護・看護
8	就学
9	育児休業
10	求職活動

記載例(1号認定用)

該当する箇所に○してください

新規 継続 転園

施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書兼施設利用申込書兼現況届

久慈市長 様

平成 **30** 年 **12** 月 **3** 日

既に認定を受けている方のみ
記入してください

平成31年4月1日時点の年齢です

申請者氏名 **教育 太郎**



申請児童	支給認定証番号	フリガナ氏名	生年月日	性別	障害等(※1)の有無	保育の希望
	123	キョウイク ハルコ 教育 春子	平成 27 年 3 月 3 日 (4月1日時点の年齢 4 歳)	男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
	個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1				
保護者	住所		自宅	0194 - 52 - 1111		
	久慈市 川崎町1-1 カワサキアパート1号		父	090 - 0123 - 4567		
			母	090 - 1234 - 5678		
			母会社	0194 - 53 - 2222		
平成30年1月1日時点の住民登録地		久慈市	久慈市以外	(岩手県盛岡市)		
平成31年1月1日時点の住民登録地		久慈市	久慈市以外	()		

※1 障害等とは、身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付又は特別児童扶養手当若しくは障害基礎年金の受給がある場合をいいます。

18歳以上の世帯員全員の承諾印が必要です

1 世帯の状況

市が支給認定に必要な市町村民税の情報及び世帯情報を閲覧すること並びに決定した利用者負担額を、特定教育・保育施設に対して提示することについて承諾します(18歳以上の世帯員それぞれの承諾が必要となります。)

続柄	フリガナ氏名	生年月日	性別	勤務先・学校等	承諾印	同居	生計	障害等	第何子	備考
	父	キョウイク タロウ 教育 太郎	昭平 55年5月5日	男 <input checked="" type="radio"/> 女 <input type="radio"/>	(株)○○○○	教育	同 <input checked="" type="radio"/> 別 <input type="radio"/>	一 <input checked="" type="radio"/> 別 <input type="radio"/>	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	
個人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2								
母	キョウイク ハナコ 教育 花子	昭平 56年6月6日	男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>	(株)○○○○	教育	同 <input checked="" type="radio"/> 別 <input type="radio"/>	一 <input checked="" type="radio"/> 別 <input type="radio"/>	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>		
	個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3								
兄	キョウイク イチロウ 教育 一郎	明・大・昭平 19年7月7日	男 <input checked="" type="radio"/> 女 <input type="radio"/>	○○小学校	印	同 <input checked="" type="radio"/> 別 <input type="radio"/>	一 <input checked="" type="radio"/> 別 <input type="radio"/>	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	1	
	個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4								
姉	キョウイク アキコ 教育 秋子	明・大・昭平 25年10月10日	男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>	○○幼稚園	印	同 <input checked="" type="radio"/> 別 <input type="radio"/>	一 <input checked="" type="radio"/> 別 <input type="radio"/>	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	2	
	個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5								
祖母	キョウイク ナツコ 教育 夏子	明・大・昭平 33年8月8日	男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>	農業	教育	同 <input checked="" type="radio"/> 別 <input type="radio"/>	一 <input checked="" type="radio"/> 別 <input type="radio"/>	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>		障害者手帳4級
	個人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6								
		明・大・昭平 年 月 日	男 <input type="radio"/> 女 <input type="radio"/>		印	同 <input type="radio"/> 別 <input type="radio"/>	一 <input type="radio"/> 別 <input type="radio"/>	有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>		
	個人番号									
生活保護の適用の有無		有(平成 年 月 日開始) <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>		ひとり親家庭の該当		有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>				

記入漏れがないように注意してください

※2 ① 申請児童のほか同居する子及び同居する申請児童の祖父母を記入してください。
② ①のほか同居する障害等の方がいれば記入してください。
③ 別居であっても、生計が一である子(仕送りをしている高校生や大学生等)がいたら記入してください。

2 利用希望期間・施設名

期間	平成 31 年 4 月 1 日 ~ 平成 32 年 3 月 31 日
曜日/時間	月 曜日 ~ 金 曜日 / 9 時 00 分 ~ 14 時 00 分
施設名	第1希望 ○○幼稚園 (希望理由)
	第2希望 (希望理由)
	第3希望 (希望理由)
	その他の希望

入園内定のあった施設名を記入してください

3 保育を必要とする事由

保護者 1	<p>記入不要です</p>
保護者 2	

4 家計の主宰者の状況

1	申請児童世帯の家計の主宰者（経済的、物質的に家計の中心者。同居・別居を問わない。）はどなたですか	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者 ・ 保護者以外 ()
2	申請児童を税法上の扶養にしているのはどなたですか	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者 ・ 保護者以外 ()
3	申請児童を健康保険（国民健康保険、社会保険など）の扶養にしているのはどなたですか	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者 ・ 保護者以外 ()
4	申請児童世帯の最多収入・最多納税者はどなたですか	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者 ・ 保護者以外 ()

記載例(2号・3号認定用)

該当する箇所に○してください

新規 継続 転園

施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書兼施設利用申込書兼現況届

久慈市長 様

平成 30 年 12 月 3 日

既に認定を受けている方のみ
記入してください

平成31年4月1日時点の年齢です

申請者氏名

保育 太郎



申請児童	支給認定証番号	フリガナ 氏名	生年月日	性別	障害等(※1) の有無	保育の 希望
	123	ホイク ハルコ 保育 春子	平成 28 年 3 月 3 日 (4月1日時点の年齢 3 歳)	男 <input type="checkbox"/> 女 <input checked="" type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
	個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1				
保護者	住所		自宅	0194 - 52 - 1111		
	久慈市 川崎町1-1 カワサキアパート1号		父	090 - 0123 - 4567		
			母	090 - 1234 - 5678		
			母会社	0194 - 53 - 2222		
平成30年1月1日時点の住民登録地		久慈市	久慈市以外	岩手県盛岡市		
平成31年1月1日時点の住民登録地		久慈市	久慈市以外			

※1 障害等とは、身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付又は特別児童扶養手当若しくは障害基礎年金の受給がある場合をいいます。

18歳以上の世帯員全員の承諾印が必要です

1 世帯の状況

市が支給認定に必要な市町村民税の情報及び世帯情報を閲覧すること並びに決定した利用者負担額を、特定教育・保育施設に対して提示することについて承諾します(18歳以上の世帯員それぞれの承諾が必要となります。)

続柄	フリガナ 氏名	生年月日	性別	勤務先・学校等	承諾印	同居		障害等	第何子	備考
						生計	有無			
父	ホイク タロウ 保育 太郎	昭平 55年5月5日	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	(株)○○○○	<input checked="" type="checkbox"/>	同 別	一 別	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2								
母	ホイク ハナコ 保育 花子	昭平 56年6月6日	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	(株)○○○○	<input checked="" type="checkbox"/>	同 別	一 別	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
	個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3								
兄	ホイク イチロウ 保育 一郎	明・大・昭平 19年7月7日	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	〇〇小学校	印	同 別	一 別	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	1	
	個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4								
姉	ホイク アキコ 保育 秋子	明・大・昭平 25年10月10日	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	〇〇保育園	印	同 別	一 別	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	2	
	個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5								
祖母	ホイク ナツコ 保育 夏子	明・大・昭平 33年8月8日	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	農業	<input checked="" type="checkbox"/>	同 別	一 別	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		障害者手帳4級
	個人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6								
		明・大・昭平 年 月 日	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>		印	同 別	一 別	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
		明・大・昭平 年 月 日	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>		印	同 別	一 別	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
		明・大・昭平 年 月 日	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>		印	同 別	一 別	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
生活保護の適用の有無		有(平成 年 月 日開始) <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		ひとり親家庭の該当		有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>				

記入漏れがないように注意してください

※2 ① 申請児童のほかにも同居する子及び同居する申請児童の祖父母を記入してください。
② ①のほかにも同居する障害等の方がいれば記入してください。
③ 別居であっても、生計が一である子(仕送りをしている高校生や大学生等)がいれば記入してください。

2 利用希望期間・施設名

期間	平成 31 年 4 月 1 日 ~ 平成 32 年 3 月 31 日
曜日/時間	月 曜日 ~ 金 曜日 / 7 時 30 分 ~ 18 時 30 分
施設名	第1希望 <input type="radio"/> <input type="radio"/> 保育園 (希望理由) 自宅から近いため
	第2希望 <input type="radio"/> <input type="radio"/> 保育園 (希望理由) 職場に近いため
	第3希望 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 保育園 (希望理由) 通勤途中にあるため
	その他の希望

3 保育を必要とする事由

保護者 1	父	続柄		勤務日数	<input checked="" type="radio"/> 月・週 25 日勤務	就労時間 (休憩含む)	<input checked="" type="radio"/> 月・週 225 時間
		<input checked="" type="checkbox"/> 就労		勤務時間	定時 8 時 00 分 ~ 17 時 00 分		
				通勤時間	往復 時間 30 分		
				<input type="checkbox"/> 妊娠・出産 (出産予定日:平成 年 月 日)		<input type="checkbox"/> 災害復旧	
				<input type="checkbox"/> 疾病・障害 (病名等:)		<input type="checkbox"/> 求職活動	
		<input type="checkbox"/> 介護・看護 (対象者:)		<input type="checkbox"/> 就学 (学校名:)			
		<input type="checkbox"/> 育児休業 (終了年月日:平成 年 月 日)		<input type="checkbox"/> その他 ()			
保護者 2	母	続柄		勤務日数	<input checked="" type="radio"/> 月・週 20 日勤務	就労時間 (休憩含む)	<input checked="" type="radio"/> 月・週 140 時間
		<input checked="" type="checkbox"/> 就労		勤務時間	定時 9 時 00 分 ~ 16 時 00 分		
				通勤時間	往復 時間 15 分		
				<input type="checkbox"/> 妊娠・出産 (出産予定日:平成 年 月 日)		<input type="checkbox"/> 災害復旧	
				<input type="checkbox"/> 疾病・障害 (病名等:)		<input type="checkbox"/> 求職活動	
		<input type="checkbox"/> 介護・看護 (対象者:)		<input type="checkbox"/> 就学 (学校名:)			
		<input type="checkbox"/> 育児休業 (終了年月日:平成 年 月 日)		<input type="checkbox"/> その他 ()			

4 家計の主宰者の状況

1	申請児童世帯の家計の主宰者(経済的、物質的に家計の中心者。同居・別居を問わない。)はどなたですか	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者・保護者以外 ()
2	申請児童を税法上の扶養にしているのはどなたですか	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者・保護者以外 ()
3	申請児童を健康保険(国民健康保険、社会保険など)の扶養にしているのはどなたですか	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者・保護者以外 ()
4	申請児童世帯の最多収入・最多納税者はどなたですか	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者・保護者以外 ()

【参考】利用子どもの1人当たりの経費（平成29年度）

久慈市の場合、利用子ども1人当たりに月約104,000円の経費が必要となっています。そのうち、保護者負担は月約14,800円となり、残りの経費を国と県、久慈市が負担しています。

